

石綿（アスベスト）と法改正について

令和5年10月1日より、石綿（アスベスト）調査の法改正がありました。

<石綿（アスベスト）とは>

石綿（アスベスト）は、吸音性、耐火性、断熱性等に優れた天然の繊維状鉱物です。また、安価であったため、1960年代に多く使用されていました。しかし、この繊維を吸入すると肺がん、中皮腫といった病気になる危険性があることで知られています。2006年以前に建築された建築物にはこの石綿（アスベスト）が使用されている可能性があります。令和5年10月1日から、建物の解体・リフォーム工事を実施する際は、有資格者による事前調査、分析が義務付けられています。

<改正内容について>

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

<厚生労働省ホームページより抜粋>

建物の解体の際だけではなく、リフォーム工事を実施する際にも、有資格者による調査・分析が必要です。解体・リフォーム工事を実施する際には、業者の選定も重要となります。あなぶき不動産流通では解体・リフォーム工事についてのご相談を承っております。お気軽にご相談ください。